

## 第19回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 書面会議録

### 1 書面提出期限

令和4年2月4日（金）

### 2 参加委員の氏名

|                 |                |                       |
|-----------------|----------------|-----------------------|
| 学識経験を有する者       | 丸山 宏<br>(会長)   | 愛知産業大学経営学部<br>学部長・教授  |
|                 | 富永 晃宏<br>(副会長) | 国立大学法人名古屋工業大学<br>名誉教授 |
|                 | 内藤 公士          | 公認会計士                 |
|                 | 牧野 守           | 弁護士                   |
| 水道又は下水道<br>の使用者 | 荒川 江美          | 岡崎商工会議所               |
|                 | 宮本 大介          | 岡崎市六ツ美商工会             |
|                 | 鈴木 純子          | あいち三河農業協同組合           |
|                 | 笹部 耕司          | 連合愛知三河中地域協議会          |
| 公募した市民          | 木俣 弘仁          |                       |
|                 | 内田 裕子          |                       |

### 3 表決事項

(議題) 活動報告の提出について

活動報告(案)のとおり提出することについて

賛成 9

反対 0

#### 委員意見

(賛成に関する意見)

- ・ 内容について適切にまとめられており、問題はない。
- ・ 3 頁の 4 行目「2020年度から2023年度まで」、4 頁の 8 行目「令和 4 年度から令和 7 年度まで」という書き方を「西暦」か「元号」どちらで統一したほうがわかりやすいと思う。

(審議会に関する意見等)

- ・ 水道及び下水道を維持していくことの重要性を改めて知り、また、事業に携わる人々の苦勞が伝わり、事業に関する市民への広報が今まで以上に必要と感じた。
- ・ ここ2年間は、コロナ禍で書面開催となることもあったため、withコロナという観点も踏まえ、ウェブを交えた開催も検討してもよいかと思いました。
- ・ 水道料金、下水道使用料等の算出にあたり、どのような事が考慮されているのか、また、事業の収支や技術などに触れることができ勉強になった。
- ・ 上下水道の施設を見ることができ、ぜひとも多くの方に岡崎市の上下水道事業の内容を知る機会を作って頂きたいと考える。
- ・ ウェブでの会議も検討して欲しい。
- ・ 上下水道事業のことや専門用語など当初は理解することが大変でしたが、少しずつ分かるに様なり、当局が将来を見据えて様々なことを考えていることがわかり勉強になった。
- ・ 事業経営に関する資料内容や専門用語の理解は難しい部分もあったが、「よくわかる決算書」はとても親しみやすくよくできている資料だと感じた。
- ・ 上下水道を市民の身近なものとしてとらえてもらえるよう市民を巻き込んだ活動が必要だと思っており、「上下水道親子サポーター おかざきすいっと隊」はとても楽しい企画だと感じた。
- ・ 小学生などの子供達に水道、下水道の両方に目を向けてもらえるような取り組みが大切だと感じた。
- ・ 学生などとコラボして、若い感覚で市民に良いアピールができる企画が生まれるとよいなと思う。
- ・ 審議会に携わることで今まで以上に上下水道関連のニュースに敏感になった。
- ・ 上下水道ビジョンの基本理念にある「暮らしを守る 次の100年へ」という言葉どおり、子供や孫の世代が将来困らないような、安全安心な上下水道事業を運営していくために、もっとたくさんの市民の関心が集まるような魅力ある存在になることを期待している。

## 会議資料

資料 活動報告（案）

(案)

## 活 動 報 告

令和４年２月４日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

はじめに

ここに、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会の平成 30 年から 4 年間の活動を報告します。

## 1. 審議経過

| 年度  | 回数     | 開催日等      | 審議内容等                                                                                          |
|-----|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30 | 第 1 回  | H 30.5.16 | ・ 諮問「適正な水道料金のあり方について」                                                                          |
|     | 第 2 回  | H 30.7.4  | ・ 施設見学（水道施設：男川浄水場ほか）                                                                           |
|     | 第 3 回  | H 30.7.18 | ・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議①                                                                    |
|     | 第 4 回  | H30.10.10 | ・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 平成 29 年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について<br>・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議②   |
|     | 第 5 回  | H30.11.14 | ・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議③                                                                    |
|     | 第 6 回  | H 31.1.23 | ・ 答申書「適正な水道料金のあり方について」（案）の審議                                                                   |
| R 1 | 第 7 回  | R 1.5.22  | ・ 諮問「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」<br>・ 平成 31 年度水道事業及び下水道事業の当初予算の概要について<br>・ 水道事業における給水区域の適正化（縮小）について |
|     | 第 8 回  | R 1.10.30 | ・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 平成 30 年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について                                  |
|     | 第 9 回  | R 1.11.20 | ・ 施設見学（下水道施設：矢作川浄化センターほか）                                                                      |
|     | 第 10 回 | R 2.1.22  | ・ 諮問事項「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」<br>・ 水道事業における給水区域の適正化（縮小）について                                    |
| R 2 | 第 11 回 | R 2.7.15  | ・ 諮問「適正な下水道料金のあり方について」<br>・ 諮問「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」                                       |
|     | 第 12 回 | R 2.10.7  | ・ 諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議①<br>・ 上下水道ビジョンの素案について                                              |
|     | 第 13 回 | R 2.10.28 | ・ 令和元年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について<br>・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 諮問事項「上下水道ビジョンの策定について」の審議       |
|     | 第 14 回 | R 2.11.18 | ・ 諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議②<br>・ 諮問事項「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」審議①                            |
|     | 第 15 回 | R 3.1.29  | ・ 答申書「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」（案）の審議<br>※新型コロナウイルス感染拡大により、書面開催                                   |

|     |        |           |                                                                                                                                |
|-----|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R 3 | 第 16 回 | R 3.7.21  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議③</li> <li>・ 諮問事項「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」審議②</li> </ul>    |
|     | 第 17 回 | R 3.8.25  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書「適正な下水道料金のあり方について」(案)の審議</li> <li>・ 答申書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」(案)の審議</li> </ul> |
|     | 第 18 回 | R 3.10.20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道ビジョンの進捗状況について</li> <li>・ 令和元年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について</li> </ul>             |
|     | 第 19 回 | R 4.1.26  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道ビジョンに関する取組事項について</li> </ul>                                                       |

## 2. 答申について

＜適正な水道料金のあり方について＞

答申日　：平成 31 年 2 月 6 日

答申結果：2020 年度から 2023 年度まで（4 年間）を据置きとする。

### 「附帯意見」

安全・安心な水道水を安定的に供給することは水道事業者としての責務であることから、持続可能な経営を行うため、継続的に経営の効率化に取り組むことに加え、独立採算制の原則に基づき、経営に必要な人材・財源等の経営資源を確保することが重要である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な水道事業運営の推進に努められることを要望する。

#### (1) 更新・耐震化への取組

近い将来、南海トラフ地震が発生する可能性が高いとされていることから、早急かつ計画的に老朽管の更新・耐震化事業を進められること。また、着実に事業の推進を図るため、人員及び予算が十分に確保されるよう努められること。

#### (2) 内部留保資金残高の確保

水道事業を安定的かつ継続的に運営するため、水道施設・管路の維持管理及び更新・耐震化に係る資金並びに大規模災害等の不測の事態に備えた資金として、必要かつ十分な内部留保資金の確保に努められること。

#### (3) 簡易水道事業の事業統合

簡易水道事業は、上水道事業に比べ、給水人口が少ないなど経営条件が厳しいことに加え、今後は、簡易水道施設の統廃合に係る費用負担が生じるため、将来にわたり上下水道局（水道事業会計）に財政負担となることが危惧されることから、簡易水道事業の事業統合に当たっては、上下水道局（水道事業会計）に過度な財政負担とならないように、岡崎市（一般会計）と十分協議されること。

#### (4) 事業の効率化への取組

水道料金の低廉化を図るために、水道事業全般にわたり、事業の合理化及び効率化に最大限の努力をされること。

#### (5) 人材育成・技術継承への取組

長期的な視点を踏まえた適正な人材の確保に努められること。また、水道事業に従事する職員が、水道事業に関する知識の取得や技術の向上を図り、専門性を高められるとともに、熟練した職員の知識や技術を若手職員へ継承できる組織づくりに努められること。

### <上下水道ビジョンの策定について>

答申日：令和3年2月9日

答申結果：岡崎市上下水道ビジョン案について、適当である

市長におかれましては、岡崎市上下水道ビジョンの理念「上下水道新時代 暮らしを守る 次の100年へ」のもと、将来を見据え、計画的に各施策を推進されるよう要望します。

### <適正な下水道使用料のあり方について>

答申日：令和3年9月22日

答申結果：令和4年度から令和7年度までの下水道使用料は据置きとする。

#### 「附帯意見」

持続可能な下水道事業経営の実現には、財政基盤の強化や下水道施設の適切な維持管理を図っていくことが必要であるが、節水型社会への移行に起因する水需要の減少に伴う収入減や加速度的に進行する下水道施設の老朽化への対策など下水道が抱える課題は深刻度を増している状況である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な下水道事業運営の推進に努められることを要望する。

#### (1) 資産維持費について

下水道事業は装置産業であるため設備投資に係る費用割合が高く、その投資効果が長期間に及ぶものであるが、使用料は、世代間の格差を生まないよう設定すべきものである。今後、更新需要が増大する時期の利用者に過度な負担を発生させないためには、50年間程度の更新需要を把握し、資産維持費として算定期間の対象経費に計上することが妥当であると考ええる。

計上による効果は長期間に及ぶため、将来のあるべき姿を見据えた精緻な長期財政収支計画に基づき算定する必要があるが、現状のストックマネジメント計画では、精度が不足していると感じる。次回審議までに精度の向上に努められたい。

#### (2) 使用料体系について

本市の使用料体系は、収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費の割合に比べて低水準となっており、今後、人口減少の進行により収入の確保が困難となるおそれがあるものと考ええる。今回提案のあった、基本使用料に配賦する固定費の割合を高めていく方向性については、必要なものと考ええる。

また、従量使用料では逓増制を採用しているが、他自治体と比べ逓増度が高く設定されており、少量使用者の使用料が低く抑えられている代わりに、多量使用者の負担が大きい構造となっている。多量使用者の負担が重いために民間企業等の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、結果的に少量使用者の負担増を招くことも懸念されることから逓増度のあり方について十分な研究が必要なものと考ええる。

(3) 使用者への丁寧な情報提供

「下水道使用料は高い」という使用者の意見を聞くことがあるが、これは、下水道事業の経営と使用料収入の関係が理解されていないことによるものと推察される。そのため、使用者を含む様々な団体との交流を行うことやホームページを活用するなどして、下水道サービスを継続的に提供するために必要となる費用とその負担額を正しく理解されるよう、使用者の視点に立った分かりやすく丁寧な情報発信に努められたい。

<適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について>

答申日　：令和3年9月22日

答申結果：

令和4年度から令和7年度までの農業集落排水処理施設使用料について、小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し、他の9地区の使用料単価は据置きとする。

「附帯意見」

農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することとなり、正確な損益状況及び資産の現状把握が可能となることから、中長期的な視点に立った効率的な経営の下、事業の健全化に取り組む必要がある。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 使用料単価の引き上げへの理解醸成について

小美地区の使用料単価の引き上げに当たっては、地区内の各世帯・事業所の市民生活や企業活動に少なからず影響を及ぼすことを考慮し、理解を得るために関係者への情報提供と十分な説明に努められたい。

(2) 適正な受益者負担のあり方について

使用料体系について、本市の下水道事業では、水道使用水量によって徴収額を決定する「従量制」を採用しているのに対し、農業集落排水事業では、使用する人数によって徴収額を決定する「定額制」を採用している。このことについて農業集落では、水道水以外にも井戸水や沢水を生活に使用していることや、水道水を育苗や散水に使用することがあり、必ずしも水道使用水量と処理場に流れ込む排水量が合致しないことが当初の採用理由とされている。

しかしながら、近年は一般住宅が増加し、店舗や福祉施設が建設されるようになった現況を鑑みると、排水の状況は当初の想定と異なっていると推察されるため、水使用と排水の実態把握とともに、使用料負担に対する考え方等の意向を調査し、適正な受益者負担のあり方について検証することを提案する。



### (3) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への被害が顕著となり、それを食い止めるには、農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

しかしながら、平成28年度に愛知県が取りまとめた全県域污水適正処理構想では、人口が密集した地域は集合処理施設（下水道等）を、人家がまばらな地域は個別処理（合併処理浄化槽）を選定するといった、経済性で整備手法を選定することが基本となっている。これは、平成13年に単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから合併処理浄化槽の普及が進み、水処理の安定化とともに小型化や低価格化が図られたことにより合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースが拡大したためである。

この技術革新を織り込んだ上で、最適な污水处理手法を選定した場合、人家が散在している農業集落では、合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースも想定されることから、今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の污水处理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものとする。

### 3. 委員名簿

任 期：平成 30 年 5 月 16 日～令和 4 年 3 月 31 日

| 役 職 | 氏 名   | 備 考                            |
|-----|-------|--------------------------------|
| 会 長 | 丸山 宏  |                                |
| 副会長 | 富永 晃宏 |                                |
| 委 員 | 内藤 公士 |                                |
| 〃   | 牧野 守  |                                |
|     | 白濱小夜子 | 任期：平成30年 5 月16日～令和 2 年 5 月25日  |
| 〃   | 稲垣 栄子 | 任期：令和 2 年 5 月25日～令和 3 年 5 月17日 |
| 〃   | 荒川 江美 | 任期：令和 3 年 5 月17日～令和 4 年 3 月31日 |
| 〃   | 宮本 大介 |                                |
|     | 石川きぬ枝 | 任期：平成30年 5 月16日～令和 2 年 5 月25日  |
| 〃   | 鈴木 純子 | 任期：令和 2 年 5 月25日～令和 4 年 3 月31日 |
| 〃   | 笹部 耕司 |                                |
| 〃   | 木俣 弘仁 |                                |
| 〃   | 内田 裕子 |                                |

(写)

## 活 動 報 告

令和4年2月4日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会



はじめに

ここに、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会の平成 30 年から 4 年間の活動を報告します。

## 1. 審議経過

| 年度  | 回数     | 開催日等      | 審議内容等                                                                                          |
|-----|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30 | 第 1 回  | H30.5.16  | ・ 諮問「適正な水道料金のあり方について」                                                                          |
|     | 第 2 回  | H30.7.4   | ・ 施設見学（水道施設：男川浄水場ほか）                                                                           |
|     | 第 3 回  | H30.7.18  | ・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議①                                                                    |
|     | 第 4 回  | H30.10.10 | ・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 平成 29 年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について<br>・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議②   |
|     | 第 5 回  | H30.11.14 | ・ 諮問事項「適正な水道料金のあり方について」の審議③                                                                    |
|     | 第 6 回  | H31.1.23  | ・ 答申書「適正な水道料金のあり方について」（案）の審議                                                                   |
| R 1 | 第 7 回  | R 1.5.22  | ・ 諮問「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」<br>・ 平成 31 年度水道事業及び下水道事業の当初予算の概要について<br>・ 水道事業における給水区域の適正化（縮小）について |
|     | 第 8 回  | R 1.10.30 | ・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 平成 30 年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について                                  |
|     | 第 9 回  | R 1.11.20 | ・ 施設見学（下水道施設：矢作川浄化センターほか）                                                                      |
|     | 第 10 回 | R 2.1.22  | ・ 諮問事項「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」<br>・ 水道事業における給水区域の適正化（縮小）について                                    |
| R 2 | 第 11 回 | R 2.7.15  | ・ 諮問「適正な下水道料金のあり方について」<br>・ 諮問「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」                                       |
|     | 第 12 回 | R 2.10.7  | ・ 諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議①<br>・ 上下水道ビジョンの素案について                                              |
|     | 第 13 回 | R 2.10.28 | ・ 令和元年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について<br>・ 水道ビジョンの進捗状況について<br>・ 諮問事項「上下水道ビジョンの策定について」の審議       |
|     | 第 14 回 | R 2.11.18 | ・ 諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議②<br>・ 諮問事項「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」審議①                            |
|     | 第 15 回 | R 3.1.29  | ・ 答申書「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」（案）の審議<br>※新型コロナウイルス感染拡大により、書面開催                                   |

|     |        |           |                                                                                                                              |
|-----|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R 3 | 第 16 回 | R 3.7.21  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問事項「適正な下水道料金のあり方について」の審議③</li> <li>・諮問事項「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」審議②</li> </ul>    |
|     | 第 17 回 | R 3.8.25  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書「適正な下水道料金のあり方について」（案）の審議</li> <li>・答申書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」（案）の審議</li> </ul> |
|     | 第 18 回 | R 3.10.20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道ビジョンの進捗状況について</li> <li>・令和元年度水道事業及び下水道事業決算（下水道事業経営ビジョン）について</li> </ul>             |
|     | 第 19 回 | R 4.2.4   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動報告（案）の提出について</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染拡大により、書面開催</p>                              |

## 2. 答申について

＜適正な水道料金のあり方について＞

答申日　：平成31年2月6日

答申結果：令和2年度から令和5年度まで（4年間）を据置きとする。

### 「附帯意見」

安全・安心な水道水を安定的に供給することは水道事業者としての責務であることから、持続可能な経営を行うため、継続的に経営の効率化に取り組むことに加え、独立採算制の原則に基づき、経営に必要な人材・財源等の経営資源を確保することが重要である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な水道事業運営の推進に努められることを要望する。

#### (1) 更新・耐震化への取組

近い将来、南海トラフ地震が発生する可能性が高いとされていることから、早急かつ計画的に老朽管の更新・耐震化事業を進められること。また、着実に事業の推進を図るため、人員及び予算が十分に確保されるよう努められること。

#### (2) 内部留保資金残高の確保

水道事業を安定的かつ継続的に運営するため、水道施設・管路の維持管理及び更新・耐震化に係る資金並びに大規模災害等の不測の事態に備えた資金として、必要かつ十分な内部留保資金の確保に努められること。

#### (3) 簡易水道事業の事業統合

簡易水道事業は、上水道事業に比べ、給水人口が少ないなど経営条件が厳しいことに加え、今後は、簡易水道施設の統廃合に係る費用負担が生じるため、将来にわたり上下水道局（水道事業会計）に財政負担となることが危惧されることから、簡易水道事業の事業統合に当たっては、上下水道局（水道事業会計）に過度な財政負担とならないように、岡崎市（一般会計）と十分協議されること。

#### (4) 事業の効率化への取組

水道料金の低廉化を図るために、水道事業全般にわたり、事業の合理化及び効率化に最大限の努力をされること。

#### (5) 人材育成・技術継承への取組

長期的な視点を踏まえた適正な人材の確保に努められること。また、水道事業に従事する職員が、水道事業に関する知識の取得や技術の向上を図り、専門性を高められるとともに、熟練した職員の知識や技術を若手職員へ継承できる組織づくりに努められること。

### <上下水道ビジョンの策定について>

答申日　：令和３年２月９日

答申結果：岡崎市上下水道ビジョン案について、適当である

市長におかれましては、岡崎市上下水道ビジョンの理念「上下水道新時代　暮らしを守る　次の100年へ」のもと、将来を見据え、計画的に各施策を推進されるよう要望します。

### <適正な下水道使用料のあり方について>

答申日　：令和３年９月22日

答申結果：令和４年度から令和７年度までの下水道使用料は据置きとする。

#### 「附帯意見」

持続可能な下水道事業経営の実現には、財政基盤の強化や下水道施設の適切な維持管理を図っていくことが必要であるが、節水型社会への移行に起因する水需要の減少に伴う収入減や加速度的に進行する下水道施設の老朽化への対策など下水道が抱える課題は深刻度を増している状況である。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な下水道事業運営の推進に努められることを要望する。

#### (1) 資産維持費について

下水道事業は装置産業であるため設備投資に係る費用割合が高く、その投資効果が長期間に及ぶものであるが、使用料は、世代間の格差を生まないよう設定すべきものである。今後、更新需要が増大する時期の使用者に過度な負担を発生させないためには、50年間程度の更新需要を把握し、資産維持費として算定期間の対象経費に計上することが妥当であると考える。

計上による効果は長期間に及ぶため、将来のあるべき姿を見据えた精緻な長期財政収支計画に基づき算定する必要があるが、現状のストックマネジメント計画では、精度が不足していると感じる。次回審議までに精度の向上に努められたい。

#### (2) 使用料体系について

本市の使用料体系は、収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費の割合に比べて低水準となっており、今後、人口減少の進行により収入の確保が困難となるおそれがあるものとする。今回提案のあった、基本使用料に配賦する固定費の割合を高めていく方向性については、必要なものとする。

また、従量使用料では逓増制を採用しているが、他自治体と比べ逓増度が高く設定されており、少量使用者の使用料が低く抑えられている代わりに、多量使用者の負担が大きい構造となっている。多量使用者の負担が重いために民間企業等の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、結果的に少量使用者の負担増を招くことも懸念されることから逓増度のあり方について十分な研究が必要なものとする。



### (3) 使用者への丁寧な情報提供

「下水道使用料は高い」という使用者の意見を聞くことがあるが、これは、下水道事業の経営と使用料収入の関係が理解されていないことによるものと推察される。そのため、使用者を含む様々な団体との交流を行うことやホームページを活用するなどして、下水道サービスを継続的に提供するために必要となる費用とその負担額を正しく理解されるよう、使用者の視点に立った分かりやすく丁寧な情報発信に努められたい。

## <適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について>

答申日 : 令和3年9月22日

答申結果:

令和4年度から令和7年度までの農業集落排水処理施設使用料について、小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し、他の9地区の使用料単価は据置きとする。

### 「附帯意見」

農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することとなり、正確な損益状況及び資産の現状把握が可能となることから、中長期的な視点に立った効率的な経営の下、事業の健全化に取り組む必要がある。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な事業運営の推進に努められることを要望する。

### (1) 使用料単価の引き上げへの理解醸成について

小美地区の使用料単価の引き上げに当たっては、地区内の各世帯・事業所の市民生活や企業活動に少なからず影響を及ぼすことを考慮し、理解を得るために関係者への情報提供と十分な説明に努められたい。

### (2) 適正な受益者負担のあり方について

使用料体系について、本市の下水道事業では、水道使用水量によって徴収額を決定する「従量制」を採用しているのに対し、農業集落排水事業では、使用する人数によって徴収額を決定する「定額制」を採用している。このことについて農業集落では、水道水以外にも井戸水や沢水を生活に使用していることや、水道水を育苗や散水に使用することがあり、必ずしも水道使用水量と処理場に流れ込む排水量が合致しないことが当初の採用理由とされている。

しかしながら、近年は一般住宅が増加し、店舗や福祉施設が建設されるようになった現況を鑑みると、排水の状況は当初の想定と異なってきていると推察されるため、水使用と排水の実態把握とともに、使用料負担に対する考え方等の意向を調査し、適正な受益者負担のあり方について検証することを提案する。



### (3) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への被害が顕著となり、それを食い止めるには、農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

しかしながら、平成28年度に愛知県が取りまとめた全県域污水適正処理構想では、人口が密集した地域は集合処理施設（下水道等）を、人家がまばらな地域は個別処理（合併処理浄化槽）を選定するといった、経済性で整備手法を選定することが基本となっている。これは、平成13年に単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから合併処理浄化槽の普及が進み、水処理の安定化とともに小型化や低価格化が図られたことにより合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースが拡大したためである。

この技術革新を織り込んだ上で、最適な污水处理手法を選定した場合、人家が散在している農業集落では、合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースも想定されることから、今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の污水处理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものとする。

### 3. 委員名簿

任 期：平成30年5月16日～令和4年3月31日

| 役 職 | 氏 名   | 備 考                     |
|-----|-------|-------------------------|
| 会 長 | 丸山 宏  |                         |
| 副会長 | 富永 晃宏 |                         |
| 委 員 | 内藤 公士 |                         |
| 〃   | 牧野 守  |                         |
|     | 白濱小夜子 | 任期：平成30年5月16日～令和2年5月25日 |
| 〃   | 稲垣 栄子 | 任期：令和2年5月25日～令和3年5月17日  |
| 〃   | 荒川 江美 | 任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日  |
| 〃   | 宮本 大介 |                         |
|     | 石川きぬ枝 | 任期：平成30年5月16日～令和2年5月25日 |
| 〃   | 鈴木 純子 | 任期：令和2年5月25日～令和4年3月31日  |
| 〃   | 笹部 耕司 |                         |
| 〃   | 木俣 弘仁 |                         |
| 〃   | 内田 裕子 |                         |